

平成17年10月31日

各位

(東京本社)東京都渋谷区渋谷1丁目2番5号
株式会社サンエー・インターナショナル
(コード番号:3605)
問合せ先 経営企画部広報課
.03 - 5467 - 9910

ストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、平成17年10月31日開催の取締役会において、ストックオプションの実施を目的として、株主以外の者に対し、特に有利なる条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成17年11月29日開催予定の当社第56期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、並びに社外協力者に対し、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、下記2.の要領に記載のとおり、新株予約権を無償で発行する。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権割当の対象者

当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、並びに社外協力者(以下「対象者」と総称する。)に割当てる。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 220,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整により生じる 100 株未満の株式数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

(3) 発行する新株予約権の総数

2,200 個を上限とする。

(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は 100 株。ただし、上記 2.(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行する。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に上記 2.(3)に定める新株予約権1個につき割当てられる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生日をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により、1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式における、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替える。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができる。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 19 年 12 月 1 日から平成 22 年 11 月 30 日まで(3 年間)

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時点においても、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、並びに社外協力者の他にこれに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人は、これを行使することはできない。

新株予約権の一部行使はできない。

その他の条件については、第56期定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

上記2. (7)「新株予約権の行使の条件」により行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

(注)上記の内容については、平成17年11月29日開催予定の第56期定時株主総会において、「第4号議案ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上